

資料名	意見等内容	回答等
資料3	<p>○新制度の目指す内容について 「2.今後取り組むべき課題」などにおいて「質の高い」「質的改善」など「質」という言葉が多く使われていますが、ここでの「質」とはどういったものを指すのでしょうか。また、質の評価としてどういった指標を使うのでしょうか？</p>	<p>国の基本指針案において、質については「子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援する」とされ、「具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図る」と記載されています。様々な取組を通じて子どもの健やかな成長を支援するという制度全体の基本的な考え方を踏まえると、これらの評価は計画全体の成果として評価するのが適切であると考えています。評価の指標としては、今回の就学前児童の調査票にも盛り込みましたが、子育てを楽しいと感じるかどうか等の子育て全般に関する認識や満足度といった項目を考えています。</p>
資料6-1	<p>○対象件数と回答率について 各々、抽出件数が記載されているが、この件数の妥当性がわからない(母集団数の記載すらない)。過去同様のアンケートの実績があれば、その回答率も考慮の上、検証に十分な数が抽出できていることを確認したい。</p> <p>○対象件数と回答率について ニーズ調査の各調査対象ごとの期待する回答率ほどのくらいでしょうか？</p> <p>○対象件数と回答率について 前回回答率の低かったセグメント(単身および子どもいない世帯:30.6%、子育て中および子育て終了世帯:56.8%、就学前児童の保護者:61.2%)については、何かしらフォローを行う予定はありますか？</p> <p>○調査対象について 各種養護学校は対象としているのか。「子育て関係施設従事者」で包括している、との認識は不十分では(養護学校通学者の保護者が対象とされていないのでは？)</p>	<p>今回のニーズ調査については、対象が同じでかつ設問内容も近いものであるため、練馬区次世代育成支援行動計画策定に向けた前回のニーズ調査の際の対象件数をそのまま踏襲しました。設問数や設問の内容から考えて、平成20年度に実施した前回のニーズ調査と同程度の回答率があるものと見込んでいます。</p> <p>前回のニーズ調査では、例えば就学前児童家庭の調査の場合、3,000件の対象に対し、2,000件弱の回答がありました。</p> <p>アンケート調査を行なう場合、一般的にその母集団が2万人以上の集団であるとき、統計上母集団を無限母集団としてとらえるため、2,000件程度を対象とすれば母集団全体の意見を反映していると言われています。</p> <p>練馬区の就学前児童数は約35,000人であり、この条件に該当するため、妥当な件数の調査設計となっていると考えています。</p> <p>他の対象の調査についても同様に統計学的にも妥当であることを確認しているため、前回のニーズ調査の対象件数をそのまま踏襲しました。</p> <p>設問数を必要最低限に絞ることで、回答してもらいやすい調査票とすることを心がけました。また、郵送配布する調査票については、調査票を送付して1週間程度経過した後に礼状兼督促状を送付し、重ねて回答をお願いする予定であります。</p> <p>今回のニーズ調査で把握するのは、保育施設等の利用状況と利用希望がメインとなるため、お子さんに障害があるかどうかという点は特に問わないこととしました。</p> <p>しかし、障害児についてのご意見をいただくため、関係団体からの推薦による委員にもご参加いただいています。子ども・子育て支援事業計画の策定においては、任意記載事項の1つに障害児施策の充実が位置付けられていますので、この部分については会議でご意見をいただきながら検討を進めていきます。</p>

資料名	意見等内容	回答等
	<p>○調査対象について 子育て終了世帯は「50歳から65歳の夫婦のみの世帯」と制限する必要はないのでは？その親との同居世帯や、配偶者を失った世帯を敢えて対象外とする必要はないと思料。</p>	<p>子育て終了世帯については、住民基本台帳から無作為で調査対象世帯を抽出しています。住民基本台帳上は、過去の世帯の履歴を完全には把握できないため、一番対象に近い世帯の条件としてこのような条件設定をしています。</p>
資料6-2	<p>○就学前児童家庭用調査票について 「問13-5」等にも、「問21-1」の「8.」のように、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」を選択肢として準備しておく、選択し易いと感じる。 なお、その際は「事業の利用方法(手続き等)がわからない」よりは「利用方法(手続き等)がわからない」の方が、表現としては理解し易い(同問21-1の6.も、「事業の利用料がわからない」でなく、単に「利用料がわからない」であるため)。</p>	<p>ご指摘いただいた箇所を修正いたします。</p>
	<p>○就学前児童家庭用調査票について 就学前は、児童ではなく幼児(または乳児)で、児童は小学生を指すことが多いため、「就学前児童家庭用」の表現は(間違いではないと思うが)変えた方がよいのではないか。</p>	<p>児童福祉法第4条において、子ども関係の用語は以下のように定義されております。</p> <p>「児童」→満十八歳に満たない者 「乳児」→満一歳に満たない者 「幼児」→満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 「少年」→小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者</p> <p>上記を踏まえ、わかりやすさの点から、すべて「児童」という表現とするのが適当と考え、この表現を使用しました。</p>
	<p>○就学前児童家庭用調査票について 問9 お子さんの子育て(教育を含むに関して、 ↓ お子さんの子育て(教育を含む)に関して、(カッコの脱字)</p>	<p>修正いたします。</p>
	<p>○練馬区の子育て支援制度の紹介について 「子どもを預けたい」の「認可保育所」の項にある「必要性の高い方から入園できます」という記載を、具体的に、練馬区はこんな方針で点数制でやってます、と、具体的に記載されるとよいと思料。 「こんなに待ってるのになぜうちには入れないのか」、 「〇〇さんをお願いすれば入れるのではないか」、 「早いもの順なのか」等の誤解を解消されたい。</p>	<p>まだ国からも詳細な内容は示されていませんが、子ども・子育て支援新制度がスタートすると、認可保育所の入所者の選考方法や必要性の認定方法が現在の基準と大きく変わってきます。今回のニーズ調査は新制度に向けてのものであり、現在の基準を示すことでかえって誤解を生じさせるおそれがあるため、チラシのボリューム等も考慮し、案として現在お示ししているチラシの内容とさせていただきます。</p>
	<p>○全調査票について お答えいただいた内容については ↓ お答えいただいた内容については (誤字)</p>	<p>修正いたします。</p>

資料名	意見等内容	回答等
資料7-2	<p>○母親学級やパパとママの準備教室について 以前、子ども、子育て支援の政策に求めることについて、母親学級やパパとママの準備教室について書かせていただきました。資料中の24年度の取り組みのなかに「母親学級やパパとママの準備教室の内容の見直しを行った」とあり、今後2人目以降で受講できるのが、待ち遠しくなりました。</p> <p>○産後サポートについて 資料から、多くの産後サポートの現状について知ることができ、心強く感じました。今後、練馬区では産後サポートがどうなっていくのか、ぜひお聞きしたくなりました。そして、産後サポートを考えるにあたり、妊婦さんとママとの交流をご検討願えませんでしょうか。小さなお子さんがいるママが産後の育児で大変だったことを包み隠さず話し、それをどう乗り越えたか妊婦さんに伝わる場があればと思います。そうすれば、産後の大変な時期をより前向きに過ごせるようになると思います。</p> <p>○子育て支援団体の公共施設利用について ママ同士がお互いに頼り合って、子育てで大変なときも乗り越えていこうという活動をしています。そのなかで、ママにお子さんを預けてもらってリフレッシュする体験をしてみたいと企画を始めました。会場として児童館など公共施設も検討しましたが、営利目的として使用することは叶いませんでした。子育て支援する団体にとって、もっと公共施設が利用しやすくなればと思いました。そうすれば、ママがストレス解消して自分の時間を満喫できるようになります。</p> <p>○保育について 練馬区では保育の定員を2年でおおよそ900人近く増やしたと知り、とても驚きました。それでも、何人ものママから認可保育所に入れないため、まず認証保育所に入れて働き始め、認可保育所を目指すと言ったことがあります。 さらに、今後、資格取得や職業訓練、職を探すために利用できるようになってほしいです。</p>	<p>国の基本指針案において、「地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要」としたうえで、「妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと」も重要であると記載されています。これを受け、国のニーズ調査票案にも母親学級等の認知度や利用希望を問う項目が設けられ、区のニーズ調査票案にもその設問を盛り込みました。地域子ども・子育て支援事業には該当しない事業も含まれているため、練馬区子ども・子育て支援事業計画にどこまでの内容が書き込めるかは現段階ではわかりませんが、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳幼児全戸訪問事業と関連してくる部分がありますので、ニーズ調査の結果も踏まえて、今後いただいたご意見のような視点も含めて検討を進めていきます。</p> <p>保育の利用は、子ども・子育て支援新制度、また練馬区子ども・子育て支援事業計画においても重要なテーマの1つです。保育の定員については、今後ニーズ調査において、現在の利用状況と利用希望を把握し、それに基づいて量の見込みを算定し、それを踏まえて、年次ごとの確保策の検討を行っていくこととなります。ニーズ調査の集計結果等については、次回以降の練馬区子ども・子育て会議において、順次ご報告し、会議でご意見をいただきながら検討を進めていきます。</p>
参考2	<p>○需要予測と実態のギャップについて 現在の各施策は前回ニーズ調査の結果と、それに基づく予測をベースに立案されたものだと理解していますが、期待した成果が得られていない施策(例えば待機児童数等)についてはどういった原因があるとお考えでしょうか？ また、予測と実態のギャップを埋められるような調査項目が今回追加されていますか？</p>	<p>認可保育所の待機児童数は、リーマンショック後の平成21年4月入所から急激に増加しました。前回のニーズ調査は平成21年1月～2月に実施しておりますが、国から示された需要量の推計においても、このような変化を十分に捉えきれていなかった部分があるのではないかと考えています。 予測と実態のギャップの解消という点については、より実態に近い需要量を算出するため、今回のニーズ調査では、学齢を細分化して利用希望を聞くようにするなどの工夫を行いました。それでお実態とのギャップが生じるようであれば、国の基本指針案に示されているように、子ども・子育て支援事業計画は、中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを行うこととされているので、計画の中間見直しにおいて対応を図っていきます。</p>